

死刑をめぐる国際的な動向

① 国際条約



国際人権規約

市民的及び政治的権利に関する国際規約
(1966年 国連採択→1979年 日本批准)

6条 生命に対する固有の権利

- 1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意（しい）的にその生命を奪われない。
- 2 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われたときに効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触（ていしょく）しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。



死刑廃止条約（第二選択議定書）

(1989年 国連採択→1991年 発効
※日本は未批准)

1条 死刑の廃止

- 1 何人も、この選択議定書の締約国の管轄（かんかつ）内にある者は、死刑を執行されない。
- 2 各締約国は、その管轄内において死刑を廃止するためのあらゆる必要な措置（そち）をとらなければならない。

② 死刑廃止国の広がり

(2018年12月現在, アムネスティ・インターナショナル資料)

死刑全廃止国	106か国
法律上または事実上死刑廃止国	142か国
死刑存置国	56か国



第36条

【拷問及び残虐刑の禁止】

死刑制度

【訴訟】1948年、死刑は残虐な刑罰かとその合憲性が問われた裁判で、最高裁判所は「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球より重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰であり、またまことにやむを得ざるに出ずる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永久に奪い去るものだからである」が、「一般に直ちに残虐な刑罰に該当するとは考えられない」と述べた。

【判決】最高裁判所は、公共の福祉の観点から、国民の権利の制限もありえること、生命や自由は法律の定める手続きによってうばうこともできることを理由として、いまの段階では憲法36条が禁止する「残虐な刑罰」ではないとしている。